

津藩史稿 第五卷

凡例

翻刻にあたっては、原史料の意味を損なわない程度に、以下のように取り扱っています。

- ・段落はなるべくそのまま再現するようにしましたが、改行位置は必ずしも原史料とは一致していません。
- ・漢字は原則として常用漢字を使用することとし、旧字などの異体字についてもなるべく標準的な字体に改めています。
- ・変体仮名や合字は平仮名に改めましたが、主に引用文中で助詞に用いられている漢字は原文のまま表記しています。
- ・誤字・当て字は原則としてそのままとしています。
- ・書き損じと思われる箇所は■とし、「(ママ)」を付しています。
- ・判読できない文字は□もしくは「」で表記しています。
- ・欄外等に記された補足は文字のサイズを小さくして表記しています。
- ・図については省略しました。

翻刻および注の作成にあたっては、以下の資料を参考にしました。

- ・『藤堂姓諸家等家譜集』林泉／編著 林泉 一九八四
- ・『公室年譜略』上野市古文獻刊行会／編 清文堂出版 二〇〇二
- ・『藤堂高虎家臣辞典 増補』佐伯朗／編 「佐伯朗」 二〇一三
- ・『漢和中辞典』貝塚 茂樹ほか／編 角川書店 一九七八
- ・『字典かな 改訂版』笠間影印叢刊行会／編 笠間書院 一九八五
- ・『くずし字用例辞典』児玉 幸多／編 東京堂出版 一九九三
- ・『日本国語大辞典』小学館国語辞典編集部／編 小学館 二〇〇〇―二〇〇二
- ・『新漢語林』鎌田 正, 米山 寅太郎／著 大修館書店 二〇〇四
- ・『大辞林 第三版』松村 明, 三省堂編修所／編 三省堂 二〇〇六

目次

第十三節 賀勢轉封

1 伊賀入国

2 伊勢入封

第十四節 篠山及龜山築城

第十六節 両城拓修

1 津城改築及津町改造

2 上野築城

第十三節 賀勢転封

1 伊賀入国

慶長十三年八月廿五日一説二、十四日、高虎は駿府に於て、伊賀国一円并に伊勢国の内安濃、一志両郡の地に移封の命を受く。予州今治城附近二万石の地は故の如し。其の後二ヶ月を経たる十一月十五日に至りて左の目録を受く。

知行分事伊賀国一円拾万五百四十石 伊

勢安濃郡并一志郡内拾万四百余石伊予国

越知郡の内二万石都合二十二万九百五十

石余宛行記全可領知者也

慶長十三年十一月十五日 花押

藤堂和泉守とのへ

伊賀の前領主筒井定次は関原役の功勞者なり
しも、酒色に耽りて政務を怠り、嬖人^一權を專
らにせしかは国除かる。伊勢安濃郡は富田信
高の所領なりしが、高虎と交迭して宇和島に
徒さる。高虎は是等の封土を併せて二十万石
を受領せしなるが、総額に於て異動なきにも
拘らず、移封せられたるは、沢山城の井伊と
相駢んで、大阪城に備ふるの意味を有せしと
伝へらる。

高虎は移封の命を受けて駿府より歸るや、

一 身分の低い人が、君主などに特にかわいがられること。また、その人。

宮内少輔高吉を今治に留めて之れを鎮せしめ、九月下旬を以て就封の途に上る。板島の城門、今治の天守、其他城中の建物及一切の什器、藩士の家財等は、徳川家より賜はりし日本丸、及所有の船舶に積込みて輸送し来り、一部は大坂に、一部は津湊に陸揚せり。言行録に拠れば、今治の城門及天守は大坂港に陸揚して其の一部を上野に陸送したりといひ、又船手事記に拠れば、津城京口、中島両門の材は日本丸を以て津港に齎らし来れりといふは、孰れも事実なるべし。高虎自身は大坂より上陸して城州笠置に至り、森島新右衛門の宅に宿

し、矢倉大右衛門の推薦により、新右衛門を
笠置船奉行に任用して船三隻を保管せしめ、
次日、伊賀出身の士菊川源太郎を嚮導^一として
上野城に入る。これより先き津城へは板島奉
行小野半左衛を遣して、富田氏より版籍の引
継を受け、且城下町割設計に当らしめ、十月
某日信高が退去したる後に津城に入りしが、
滞留暫時にして上野城に還り、慶長十四年の
元旦を上野城にて迎へしと云ふ。高虎は封境
の状勢を概見して、領土守備の根本方針を定
め、出雲、式部、新七、玄蕃、梅原勝右衛門
及奉行職等を召集して、其の一端を示して云

く、津城は地形平夷にして恃むに足らざれば、

—
まめ。

以て無事の日に於ける居住地と為すに過ぎず。

伊賀は天嶮の国なり。国境七ヶ所の險要に銃隊五十人つゝを配置せば、数千の敵も扼すること難からず。国内を治めて農利を開発せば、

穀菽^一豊足して糧食乏しきを患ひす。但欠く所

は食塩のみなれば務めて他の注目を避けて之れを輸入し、貯蔵して以て臨時の用に備ふべ

し。頃日加太越を通過し、巖岩を鑿ちて道路を開けるを見しが、自今以後国境の險隘は開

通すること勿れ。就中加太と長野とは特に注意して、大庄屋、庄屋をも適當の人物を選択

すべし。此の他、上柘植一屋口、阿波の椽木口、伊勢地大峠口、安部田の牛舌口、島原の伊賀山口、西山の御斎口、内保の一木口は孰れも要路なり。天険を夷げざるを要す。笠置は上方に出づる大手口の要害なり。其の寺に名僧智識ありとて何の用かあらん。唯我が藩士又は領民と縁故ある者を置きて、万一の用に備ふるに如かずと玉置覚書。之れ即ち高虎が天下再び乱れて、持久的に領国を保守する外なきに陥りたる場合を予想せる消極的方策なり。此の場合に於て津城を放棄したる時は、第一次に片田村の吹上の險に防禦し、尚克たざれ

ば退いて長野峠を死守るの策なりしことは、記録に見えざれど、旧藩時代には一般に周知せられし所なり。又名張は大和に通ずる要衝にして国境の通路比較的平夷なれば、特に塞を設けて守將を駐在せしめたるも、亦同一の理由に依りてなり。扱伊賀国は筒井の廢黜^一後、暫領主定まらさりしかは、井伊兵部少輔、安藤与十郎の二人命を受けて之れを管理し居たり。高虎は二人より引渡を受け、矢倉大右衛門秀親を総裁とし、田中林斎、岸田覚兵衛、石田清兵衛を奉行に、大島右衛門作を目付に、本莊太郎右衛門を代官として民治の任に当ら

一 「はいちゅつ」と読む。官職をやめさせること。

しめたり。奉行等は庄屋年寄を召集して、水帳、物成帳を提出せしめて之れを点検せり。

こは定次失封の際其の従士四散して官簿の所在を知らざればなり。然るに郷村備付の簿冊記録には信を措き難き点あれば、誓紙を徴して事実を告白せしめんにも、神文違背者に冥罰□面の実証古来曾てなければ、私利を事とする徒は誓紙を見ること廢紙の如くにして、如何なる奸手段を以て欺瞞を事とするやも測り難しとて、遂に礫木二十本を建て並べ、其他の栲掠用具をも陳列し、其の前に於て水帳、旧記の実否を糺明せり。然るに筒井家の土中

一 「みようばつ」と読む。神仏が懲らしめに下す罰。

西伊予の従士に門地加右衛門といへる者あり。
嚮に上野を辞して越前の敦賀に在りしが、適
ま帰り来りて此の状況を見、慨然として上下
の労苦を救はんと欲し、所蔵の旧籍を持し来
りて之れを献じたり。奉行等大に喜びて、之
れを以て郷村提出の帳簿に対校するに、大抵
契合し、稍小異ありて不正と認むべきは四ヶ
村に過ぎず。されど就封の初政なれば其の罪
を宥して追咎せず。斯くて累日困苦せし調査
の忽ち結了を見るに至りしは、畢竟門地嘉右
衛門が好意の結果なれば、高虎之れを嘉賞し
て新に郡代官に任用し、百五十石を給せり

此の
門地

後に罪あり。
追放となる。

扱上野町の位置たる大小名通過の街
道ならざれば商業も盛ならず。河海漕運の利
はなくして、物資の供給は大抵之れを京坂に
仰ぐが故に、地方商工業の発達すべきやうな
し。斯くては城下市民の生計を支持し難きこ
と必然なりとて、高虎は町民に対して宅地の
地子を免除し、尚城東の広野を開墾し、之れ
を町民に与へて其の地租を特免し、農利を以
て生計を助けしめたり。其の開墾の全成は数
年後の事なりしが、市民は為めに聊頼する所
ありて、能く繁庶を維持し得たりき。

「りよくらい」と読む。安心してたより
にすること。

伊賀は町地子諸役免除申付置候 山中に

て商無之町人難立所に御座候故上野通り
開田畑町中へ無年貢に而元租和泉守の時
より遣し置き代々右之通に御座候

(宝永中御国目付へ提出文書)

高虎は又伊賀国内の商業地を、上野、名張、
阿保の三ヶ所に指定し、其他の農村に於ては
商業を営むことを禁止せり。こは城下市街の
繁盛を維持する一策としても考慮せしなれど、
主たる理由は、農民が営利に趨りて農を捨
て、商に歸し、ために産穀を減少すべきを慮
り、且農民をして其の購買欲に対する刺撃よ
り遠ざからしめて、奢侈を未然に防止せんと

の意図に出しこと明なり。

国中万うり買之儀上野町并なんばりの町
付りあをの町にて商売可仕候右の外脇々
にて売買堅く停止者也

慶長十三年十一月五日

和泉守

伊賀国

上野町中

高虎は又農民をして新領主に対する義務を知らしむべく、農村に向うて左の如く発令せり。こは名張支配の士に伝令を命ぜしものなるも、其の他の郷村に対しても、之れと同様の法令

を発せしこと明なり。

法 度

一口米三升六合外一切取間敷事

一はかりは百姓其ぬし／＼あげにはから

せ可請取事

一米に糲ぬかなき様に可入念事

一納の升は御定の御焼印の升の事

一俵二重俵にしてさん俵をあて立繩を掛

け五所結のこと

一人足使ひの事代官下として一切めし仕

申間敷事

一代官手代まかなひ方何も自賄の事

一 竹米一切きらせ申間敷事

一 なぞうずぬるわら薪は其所に有之て入る程は百姓馳走可申候少にても其所より他所へもたせ越候事堅停止之事

一 庄屋百姓の息女下女以下に至る迄下々迄もみだりの儀候ハは已来聞付候共可為曲事候もらい候儀も停止の事

一 むさしたるすねぶり候は、付立可申上候事

一 百姓十人組に判形つかせ可申事

一 御年貢不濟間は見計にて庄屋百姓人質之事

一 鹿猪牛犬一切くい申間敷候事

一 山中は鉄砲うち可申候広みにて鉄砲打
申間敷事

一 御年貢不済間他国へ口々より米出し申
間敷事

一 鉄砲之衆その組にて無之候其他の組へ
も人々入事候は、可申談事

一 鉄砲の者其外下々法度堅く可申候猥の
儀有之は組頭迄曲事に可申付事

一 物成并高かしら或はくら地以下或は万
事こまかなる分聞立可申事

一 代官申付候程の者にはおしならし五人

ふち遣候事

右条々何も油断在間敷者也

慶長十三年十月二日 花押

梅原少右衛門殿

和田真斎

之れと同一なるべき伊賀、伊勢領に対する法令は、文献既に滅失して伝はらず。

2 伊勢入封

一 一家族。一族一門。

高虎の安濃津入城は慶長十三年九月にして、上野入城の前なりとの説もあれど、事實は然らずして先づ上野に入り、十月に至りて津城に來り、滞在暫くにして上野城に還り、翌十四年に入りて後津城に居を移せしなり。然れとも藩士及其の家眷一には、海路を岩田川湊に直航せし者も多かりき。既記日本丸に京口、伊賀口、中島口の木材を積込み來りし際、藩士及其の家族が搭乘し居たりしことは、船手事記の該記事末段に、『但し田中惣左衛門母十一歳之時此御船に親と一所に乗り候て爰許

へ罷越候由』とあるにても明なり。惜しいかな此船巨大にして川口湊に入ること能はず、保存の方法なければ、幕府の承認を経て之れを解体せりと云ふ。

高虎が安濃津入城の際に於ける状況、及入城後の措置に付ての文献は極めて少なし。左に記するは其の一なり。

∴∴其後当津町地焼有之候ての後分部町
大手口南側に住宅仕申候高山様予州より
御入国被遊分部町大手口より御入城被遊
候由に御座候 右により仁右衛門様采女
様主膳様久兵衛方へ先御腰かけ被遊候由

殊に主膳様御儀御心易御先祖の御物語
被遊候処主膳様御先祖関東深井鴻巣と申
す所の御城主深井対馬守御孫子の由御物
語被成候故久兵衛も対馬守様御由緒御座
候由にて御出入申上候由語合候に付久兵
衛方に少時御足休め被遊候由：：

（鶴屋久左衛門家記）

此時公鶴屋久左衛門方にて御枕に被遊候
床縁御上下檜等の類久左衛門家没落後主
膳方に預り所蔵する由なり

（高山公実録）

高虎が高刑、元則（采女）、吉親等を従へて分
部町正面の大手門今の郵便局の位置より入城せしことは、
これにて知るべし。此時津城をば富田の家老
榊原段右衛門より引渡を受く。段右衛門は稻
生村の人、後ちに榊原村に退隠して道伯と号
し、高虎、高次にも屢接見せしことありしも、
遂に仕へすして終れりと云ふ。扱高虎が入城
後、市中巡見の状況に付ては、玉置覚書に左
の記事あり。

高山様御入部御城より方角御見せ被成候

処 観音堂は御城の鬼門なり王城の比叡

山と同じ事なりと被仰観音へ御参詣御太

刀馬代被獻之御拝の後本願院罷出居申候
へは別当と被仰寺在之哉と御尋に付向に
見へ申候小菴にて御座候と申上候へは御
立寄被成御茶など被召上別当よく承れ此
観音は城より鬼門にあたり候間観音よく
守られ候やうに朝夕祈禱可仕候観音の為
めにも別当ためにもよく可在之と御意な
り 其後何そ御心かゝりの事在之候へば
観音へ御参詣あそはし本願院御心中に被
思召候事相叶申候様によく観音へ祈誓か
け可申候由細々被仰付候由 四天王寺へ
御入住持月海和尚御迎に出拝礼何の御挨拶

拶もなく釈迦は一体か二体かと被仰候月
海釈迦は一体にて二体と申候事は御座な
く候と御返答 其の通りにて御帰被成候
西来寺へ御入其時無住にて寺僧ともあ
また頭を傾け居申候へは 住持は何故に
据えぬ おのれが追出したかと高声に仰
せられ候 寺僧とも恐入り追付住持を据
え申候 其の次に天然寺へ御入り住持岾
誉和尚御迎に出で拝礼何の挨拶もなく釈
迦は一体か二体かと御尋被成候 岾誉御
返答釈迦は二体にて候一体は浄飯大王の
太子なり今一体は即ち殿様なりと申上る

其の子細はと御尋被成候 釈迦は衆生
を憐みて救ひ給ふへきより外の心なし殿
様大国へ御入部万端末々迄御慈悲にて候
領下の万民を御すくひ釈迦の本願にたか
ふ事なしと申上候へは御機嫌にて判金一
枚拝領 新地にて竹の枝折戸在之を御覧
せられ吉田貞右衛門を召し 他所の者も
見て外聞わるし似合しき門たて遣し可申
候 乍去以来修理何かとむつかしき事申
ましく候宗門かはり旦那にてはなく候由
よく／＼念入可申聞との御意の由 右い
づれも古き出家町人共かたり伝へ申候

(玉置覚書)

こは玉置之長

通称甚三郎天和貞享時代の
名奉行退隠後無端と号す

が元禄初年隠

退後に録せるものにして、高虎入城の時を距ること約八十年なれば、故老の残存せるものなしとするも、尚聞伝へ居しものありたるべし。固より伝説なれば尽くを信じ難きも、觀音堂が慶長五年の籠城戦に烏有に歸して未だ再建なれば、『向に見え申候小菴にて御座候』と答へしことは、当然の事実なるべし。又此時高虎が寄付せし天然寺の門は、今は寺門に入る右側の　　の門として現存せる事実に徴するも、此の覚書の所説は真実に近き

ものなるべし。殊に四天王寺、天然寺に於て、

「へきとう」と読む。まっさき。最初。

高虎が単刀直入に釈迦は一体か二体かと問ひ掛
け、西来寺に於て劈頭第一に、『住持はおのれ等が追ひ出したか』と一喝せしなど、百戦を経たる一世の雄が、直截勁抜なる口吻を写し出せる点に於て、愈記事の眞実を信せしむ。但寺院以外の巡視の状況としては、同覚書に『其後伊賀伊勢御家中御馬にて御廻り自分ノの門々にて侍共御目見仕るへしと予ねて被仰出御祝儀と仰せられ高知小知となく押しなへて八木一俵つゝ御下行被遊候』とあるも、こは藩士の邸宅か略竣成せし後の事にし

て、入城当時のことにあらざるは勿論なり。扱移徙し来れる藩士は一時民家に仮寓し、其の間に宅地割渡を受けて建築に従事せしが、最初の一ヶ月間に限り家屋の無料貸付を以て、町民の義務と定め、以て藩士に便宜を与へたり。されど藩士邸宅の建築が竣成せしは、数ヶ月の後に在りしなるべし。それ等の事件に付ての文献は、今存するものなし。

高虎が入城後、第一に津城下町民に与へたる命令書は次の如し。

御免許の条々

津 町 中

一 御伝馬公儀の御用の時は有次第出し可
申候少も由断存ましく候和泉殿御自分
の御伝馬一円御免許の事

一 諸職人被召仕候は、有様の手間料可被
下之事

一 酒年貢かうじ年貢紺屋年貢こんにやく
年貢ございの米鳥売之役何も御免許之
事

一 町の困ひに成御普請は何も町人罷出可
相勤事

一 御奉行人衆当座之町宿之儀三十日はか
し可申候其以来は宿賃たるへき事

右諸公事被成御免候畢以来不可有相違候
依如件

慶長十三年十月八日

赤尾久右衛門

石田多左衛門

花押

本令には明記なきも、城下市街地の地子は、
富田時代の旧規を因襲して、之れを免除した
ることは明白なり。地子免許状は数年後、津
町の改造成りたる後に於て、正式に発布せし
が、そは後節に於て詳叙すべし。扱版籍の受
継に付ては富田時代の農政は頗る整頓し居た

ることとて、伊賀に於けるが如き困難を見る
ことなく、平易明了に一切を受継ぎ得て、何
等不明の点もなかりしが如し。又農村に於け
る商業の禁止は伊賀と同様なれば、茲に再説
の要はなからん。農民義務に関する法規の発
布は、既記慶長十三年十月二日の制令の外、
翌十四年八月廿八日付を以て、次の如く、藩
士知行所の収納方に付ての制令あり。

定条々

- 一 知行所物成相定渡す上は四ツ成に納可
- 申候但荒地開きは給人才覚の上は百姓
- 申談手柄次第知行を能仕り取り申し給

人百姓も能き様に才覚可仕事

一 百姓の外家数改渡す上は給人百姓悪し

く仕り走らせ候は、可為曲事候事

一 年貢津出し津迄百姓持ち出で其外は存

間敷候但一志郡山奥の津へほど遠き所

は其村より五里の分津出可仕事

一 口米三升取可申事

一 升は判の据はり候枘にて百姓はからせ

納可申候然は升かきを渡しあけにはか

らせ可申事

一 四ツ成相定候上は少之時は百姓も無未

進納所可仕候但大風大雨に付而余国に

もかくれなき程の世の中あしき年は検見を出し免相定め取可申候百姓給人互の申分有之は奉行并郡の目付共に申聞其上に而可相濟之事

一 普請有之時は応其日数夫役五百石に一人あて可召仕但普請無之時は一切遣候儀停止之事

一 夫錢一人に二十石充出可申候但可為町升之事

一 高百石にぬか五俵わら十束給人へ出可申候事

一 右之如定人を遣候時は一日に町升に一

升ヅ、其給人より無懈怠可相渡候事

一たねかし給人かし候儀なるまじく候条

此方より出し可申候年貢より先に上納
をはからせ可申候於由断は其給人可為

曲事之事

一定□□□役人足遣候儀誰々の知行たり

といふ共奉行共墨付を以目附之者於相

触は早速百姓出可申候左様之儀給人何

彼と申候は曲事に可申付候条下代以下

念を入可申付候如此事を分け相定処に

上をかるしめ候は、其下代首きり候共

主人へかゝり可申候

一為御許儀之陣等於有之者百姓在次第罷
出相応之御用に立可申候常に憐愍を加
へ候儀左様の時の用にて候間給人百姓
とも由断仕間敷候事
右相定条々違背の輩は可為曲事者也仍
而如件

慶長十四年八月廿八日

高 虎 判

第十四節 篠山及亀山の築城

転封後の高虎は幕府に対する役務に付ても、極めて多忙なりき。津城に入りてより席未だ温ならざるに、慶長十四年三月には早くも往きて駿府に前將軍を訪問し、四月には江戸に將軍に謁して改封の謝辞を述べ、同月作事奉行吉田貞右衛門、棟梁長谷川藤十郎等に命じて駿府に邸宅を建築し、五月十七日には江戸の邸に將軍の來臨を受け、其の事了りて駿府に抵れば、丹波篠山城普請の命は下れり。依つて六月実地を踏査して之れを設計し、松平

重勝、石川正次、内藤清久、安藤正次等と共に、丹波、丹後、播磨、美作、備前、備中、安芸、紀伊及四国等の人夫を使役して、石壁、隍池^一を造営す。此城元来篠山を距る半里なる八上に在りて不便なりしかば、之れを廃して新に篠山に築きしなり。其の位置山上にありて水を得難く、二個の鑿井に二年を要せりと云ふ。築城工事の困難なりしこと、以て察すべし。次で八月には脇坂安治淡路三万石より伊予大洲五万石に転封を命ぜられ、同時に淡路警衛の幕命高虎に下りしかば、高虎は士卒若干を遣して之れを衛戍^二せり。九月には幕令

一 城のからぼり。

二 「えいじゆ」と読む。軍隊が長い間ある地域にとどまって警備すること。

出でて西国諸大名所持の五百石以上の戦艦を破毀することとなり、高虎命を受けて淡路に之れを集めて、尽く解体せり。十月前將軍の招簡によりて駿府に至り、やがて休暇を賜はりて帰城す。居ること三ヶ月、慶長十五年正月に駿府に赴き、次いで江戸に至り、二月に駿府に還りて滞在し、閏二月に丹波龜山城普請手伝を命ぜらる。然るに嚮に高虎が伊勢轉封の時、齎一し来れる今治城天守の材料は、貯蔵して大阪に在り、以て上野城天守造営の用に供するの予定なりしが、高虎は幕府に請うて、之れを用ひて龜山城の天守を築けり。其

の天守の構造は左の如きものなり。

てんしゆ

一一重め 九間四尺四方

一二重め 八間半四方

一三重め 六間四方

一四重め 四間半四方

一五重め 三間四方

一くろかねの門同両戸ひら くわんぬき

有之

一屋ねうら板こけらふき但瓦下地

一七百六十五本柵だ木

一五十四枚窓の戸 同突上の棒廿六本有之

一二十四枚さまの戸

之れに附属する石火矢、彈藥類は勿論、書院、
数寄屋、居間、風呂や、台所、番屋等の附属
建物、及設備品に至る迄、尽く組立て献納せ
り。此外高虎が築造せし石垣は延長七百九十
一間半にして、藤堂高刑、渡辺了、長井氏勝、
佐伯権佐、保田元則以下十数名の藩士之れを
分担築造せり。以上の工事は七月竣成しけれ
ば、將軍之れを賞して感状を賜ふ。八月高虎
駿府に在りて、前將軍家康を其の邸に迎へて
饗じ、七月に至りて漸く休暇を得て国に就け
り。

第十五節 両城拓修

1 津城改築及津町改造

前記の如く改封以来忙裏に二年余を送りし高虎は、慶長十六年正月に至りて、始めて津、上野両城の拓修に着手するを得たり。抑も津城は永禄中細野壱岐守藤敦之れを築造し、天正八年織田信包拡張して、五層の天守を建立し、之れと前後して安濃津市街を阿漕の旧地より城下に移転せしめたり。文禄四年に至りて富田知信、信包に代りて此城に居住せしが、慶長五年関ヶ原戦役當時に、西軍三万の包囲

攻撃を受け、城下市街は兵燹へいせんに罹りて半ば破滅し、城壁も亦破損せしが、其の修補尚完らざるに、交迭の命下りて高虎の有となりしなり。富田時代の津城は旧図の徴すべきものなきも、年譜略の所記は次の如くにして、以て大概を察知すべし。

∴∴富田侯の在城の節は本城東西に両口ありて総地低くして本城の四方沼沢たり
二三の丸本城の東にありて橋を以て各通路し 亦其の外へも橋にて出る 西に局丸と云ふあり 総郭狭くして西に口なく東に両口ありて南は分部町へ出で 北

一 「へいせん」と読む。戦いのために起きる火事。

は地頭領へ出る　北に一口あり今の京口
の辺と見えたり　南は中島への通路あり
と……

概況はこれにて明了なり。玉置覚書には、
『富田信濃殿在城の時は分部町不動院居申候
処城への道にて東の丸へ橋かゝり、東の丸大
手口なり、……東の丸にさしつゝき南の方に
中の丸とて一丸御座候』とあるに符合す。其
の所謂中の丸は即ち前記二三の丸といへる三
の丸に該当し、其の位置は南方に在りたるな
るべし。洞津遺聞に、『埋門前の堀幅広きこ
と人々不審、是は昔此所に局丸と云出丸あり

たるが、御入部の比取払れたる跡なりとぞ』
とあるは、即ち是れなるが、其の局丸といふ
は三の丸の誤りなるべし。年譜略に拠れば局
丸は本丸の西に在りて、即ち今の西の丸に相
当するものなり。

高虎は津城を居城とするに付ては、稍之れ
を拡張する必要を感じ、慶長十四年に之れ
が設計を定め、長谷川藤十郎に命じて、三重
櫓二、二重櫓三、及多門、外廓の櫓全部の製
作を命じ、程なく切組みしも、石垣築造が既
記の事由に依りて遅滞せしかば建設に至らず、
二年を経たる十六年に至りて始めて石垣築造

に着手し、爾後漸次に行程を進むるに至れり。
城池改修の要領は次の如し。

公本城は凡そ其儘にして石壁を積直し

虎口を東西に更へて東西の出丸へ通しそ

れより外廓へ出る様にし給ふ 本城北の

両隅に三重の櫓を造る 幅五間四方原註 巽隅にも西の

中央にも二重の櫓を建つ 天守は台を設

けて未だ是を建てず 外廓を広め東西凡

五百二十間 南北五百間 堀幅は所によ

りて広狭ありと雖も大概二十間の堀を穿

ち 高さ二間の土居を其内に築き 櫓を

十一ヶ所に建つ 是まで外廓に
僅に廓一あり 南北に城門を開

き三間×二十一間の楼門を造り 北を京
口とし 南を中島口とす 西に一口を開
きて長さ三間に十二間の楼門を造り伊賀
口と名付け 是迄の東両口を塞く 此の
廓内の沢沼を埋め内堀を深く広くして是
に諸士の邸宅を割る 今これを丸の内と
称す 外構は西北を諸士の邸地とし東北
は是迄の通り町とし所々割を改む、南岩
田川の中に長堤を築きて分部町への通路
とし 此の堤の内へ潮の干満に依りて佳
魚の堀中へ入て出てさる様に命し玉ふ殊
に鯿多きか故に鯿堀と云ふ……

(年譜略)

改築の大要は此くの如し、天守は台のみにして未だ之れを建てずとあるが事実ならば、稍後れて造営せしなるべく、後に寛文の大火に焼失して以来は再造せさりしも、其の以前に天守閣の存在せしことは、歴々として証左あり。築造せられたる本丸櫓の数は、丑寅三重櫓、戌亥櫓、伊賀櫓、太鼓櫓、月見櫓の五にして、西の丸には角櫓一個あり。本丸多門の延長は二百二十五間四尺五寸、東の丸のみは石垣を施さずして建築物なし。二の廓は周圍十九丁三十間余にして、櫓を設くること十二、

京口、伊賀口、中島口の三門ともに楼門にし

— 「びまん」と読む。広がりはびこる。

て、其の材料は既記の如く日本丸にて輸送し
来りし板島城門の古材なり。又鰯堀を湛ふる
が為に築きしといふ岩田川堤は、唯鰯堀に沿
へる部分のみならず、其の上流枕町裏まで築
造せしものにして、富田時代は此の附近に、
河水瀾漫して沼沢状を為し、其の中に島あり
て、之れを中島と称せしが、堤坊築造と共に
之れを干拓して藩士の居住地と為し、仍ほ之
れを中島と称せり。以上の工事設計は、高虎
自ら考案して自ら指揮し、多年の経験に十分
の修練を積みたる将士、及鉄砲組等が之れが

工役に任せしなれば、彼等に取りては寧ろ輕易に過くる程の築城工事なりしなるべし。

態少五郎遣す

一先度の飛脚に門長屋の儀先相待候へと
申遣候へ共最早石垣もかたまり手伝も
ひまに有之候間太鼓の矢倉屋門矢倉相
立可申事

一右大手裏の門長屋矢倉とも先書に如申
遣候つつみ板かわら葺白壁以下そと廻
りの分如何にも念被入可申候但内作事
は当年先無用の事

一丸之内の家共もはや大方可出来候条弥

長屋矢倉門念被入可申事

一石垣本丸の分出来候は、其様子駿河へ
可申越候ふる石にてつみ候所可申遣候
あまりにふる石丈は新敷石くり石何も
大つもり書付慥のもの可相越候事

一此の日あひには必駿河へ可罷越候事

一先書に酒之儀申遣候処津樽五六十も船
にまわし候由よく候其上にもならへ三
十駄樽数六十申遣候是又津樽を舟にて
まわし候哉右の三十駄・・もろはくは
伊賀より来次第に急吉田へ舟にて越可
申候其奉行へも念被入可申候道にて樽

そこなわし申候て町人などにむさとし
たる事申ましく候あやまちは有之物に
候かたく可申付候也

六月廿二日 いつミ

藤堂仁右衛門殿

藤堂金七殿

藤堂七兵衛殿

よし田貞右衛門殿

赤尾久右衛門殿

普請の様子聞届則絵図に付紙付候ことく
念被入可申候

(以下略)

高虎は外に在りし日とても、此くの如く巨細皆自ら指示督励して、工事を施行せしめしなり。築城の成りしは或は慶長十七年といひ、或は十八年というて一定せず。されど城内の邸舎、倉庫其他諸設備の全成には、少くも二ケ年以上を費せしなるべし。

次に城下市街地の整理は、外構の画定と相俟ちて、之れが経営を進めたるが、其の第一は堀川の開鑿を以て城下町の東部を限定し、第二に城の西、南、北三面の古川地を以て藩士の居住地を造り、第三に岩田川の南岸岩田村の地を割きて伊予町を作り、其の下流に船

舶碇繫場を鑿ちて、附近に海員の住宅地を造り、第四に従来の伊勢街道路線を変更して、城下町を通過せしめたり。

堀川の開鑿は津城東面防護の惣堀たると共に、兼ねて又漁業、商業の利便にも供用し得べければ、元和四年、津町民に夫役を課して之れを開鑿せり。当初の計画は之れを蛋淵の瀦水に接続し、それより観音裏を掘り進めて西裏に出で、一方枕町裏より岩田川の枝川を古川地に延長して、之れと連絡するを目的とせしが、故障の爲め上流の枝川は全く着手せず、下流の堀川も『堀止メ』に至りて工事を

停止し、それより以北は蛋淵の瀦水、及観音裏の悪水路を保存し、之れ等と常盤町門外の濠とを以て、城下の外圍と為したり。鑿開せし堀川の延長、水深等は次の如し。

∴ 又外構東は岩田橋より東二町下に幅三十間に南北四町五十四間の堀川舟入あり 大潮には深さ一丈 小潮には深さ七尺 潮詰りは深さ四尺なり それより観音堂の後より西浦福満寺の南まで悪水除あり是れ外構の榜示なり 北は塔世川南は岩田川なり
(年譜略)

∴ 只今のほり川は何処ともなく洲崎の

砂山の松原にて塩来れは後々商売のため
に候間町役に堀り立可申の由被仰付深さ
一丈二尺の舟入に堀り立申候 其土を東
の方は築地ほり川の町屋の地形に被仰付
西の方は寺町に出し候やうに地形つき可
申旨被仰付候 扱鉄砲大役小人二手に別
れ尼ヶ淵より観音堂の裏より塔世町の方
へ堀り立て 其土は町やの地形並に土手
を町屋の裏に被仰付候 一方は岩田の塩
川に枝川をつけ中島の南の分は堀り立て
新堀と申候 其土にてぼら堀より中島南
の方の堤を御つかせ被成候 古川の村東

はづれまで両方より堀りつゝけ三の丸に
被仰付堀川より自由に舟の往来滞りなき
様に遊ばし侍共の屋敷被仰付 御城は本
丸にあそばし 只今の丸の内には侍やし
きも御はらひ被成 御対面所を御立其外
は御厩御蔵とも御立可被成と御もくろみ
の由 古き町人共かたり申候

(玉置覚書)

第二、藩士住宅地の設定に付ては、南堀端
及其の背後の中島の地を干拓して之れを整理
せしことは既記の如し。西堀端、北堀端及そ
れ等の背後の地は、富田時代には寺地、耕作

地、林叢等区々なりしを、若干の人工を加へて住宅化せしなるが、其の位置区画は高虎時代に定まり、後代に至つて修補、充実に遂に全成を見るに至れり。此等の藩士住宅地の区域を明にするため、八個の廓門を設けて出入を監することも、後代に至りて完成に達せしなれど、畢竟高虎の基本的計画に依遵して、之れを明確ならしめたるに過ぎず。前記玉置覚書の『御家中御馬にて御廻り自分ノの門々にて御目見仕るべし……八木一俵つゝ御下行云々』とあるは、此の士族集団地に家屋の立並びし時の事なるべし。

第三、伊予町の設定は、予州時代の御用商人、其の他高虎の愛顧を受けたる商工業者の、高虎に従ひ移住し来れる者を居住せしむる為め、岩田村の地を割きて一区画を作り、之れを伊予町と命名せしなるが、其の移住者の氏名、職業、戸数等に関する文献は残存せず、慶長十三年より二百四十年後、弘化四年五月廿五日の調査にては、移住者の家系の津町内に居住せる者十一戸、半田村に居住する者一戸、合計十二戸にして、其の中、伊予町に残存せるは、伊予屋金兵衛、堺屋長三郎の二人に過ぎざりき。高虎は加藤嘉明の庶子にして、

高虎に帰属せる加藤甚右衛門を、伊予町の年寄に任命して町政を管せしめ、其の地区が岩田橋外なるにも拘らず、城下市街地以上の特典を与へて、地子は勿論、伝馬役、浜役等の類をも総べて免除せり。高虎は又岩田川の下流に藩有軍船及運送船の碇繋場を造りて之れを御舟入と称し、其の上に船倉を建設し、之れに隣接せる津興の地に区画を施して、舟奉行以下船員の居住所を設置せり。是れ即ち後代の船頭町にして、其の入口に黒門を設けて出入を監すること、城下士族町と同様なりき。

次には伊勢参宮街道の路線変更のことなり。

富田時代の旧図の徴証すへきものなきも、玉置覚書の左の記事は、大なる誤なきものと信すへき理由あり。

富田信濃殿の時の参宮道は根上りの松原の東に鬼がしほやと申す所在之 其の所より東の浜辺へ廻り乙部村と寺町の裏との間を通り 岩田の川志ほのさし申候時は舟渡し 塩引き申す時はかちわたり阿漕塚の東の方より八幡の松原の東を通り 雲出村へも浜手を通り往来いたし候 高山様御入部の後道筋御改かへ 只今の通り道に成申候……

富田時代には伝馬継立を要せざる一般旅客は、津町に入らずして、郊外なる右の旧線路を經由せしが、高虎は之れを改めて、尽く城下市街を通過せしめ、因て以て市街繁栄維持の一策となせしなり。旧安濃津は富田氏六万石の治府としての小市街にして、殊に慶長五年の兵火に、西来寺及観音堂の焼失せしのみならず、其の余炎は市内の過半を延焼し、幸に火災を免れしものも敵に蹂躪せられて半ば破壊せられたれば、戦後数年を経しも尚未た全く興復するに至らず、高虎入城當時は、僅に五百余戸の民居を有するに過ぎざりき。本

来輪廓の極めて小なる市街なりしが上に、内
部の処々に空地ありて、街況極めて寥落なり
しかば、高虎は移転料、家屋建設補助等を給
して、旧参宮線路に点々散在せる民家を、城
下市街地に移転せしめ、及び郷村民の移転を
奨励し、之れがために銀百貫目を投ぜしかば、
漸次に家屋立並び戸口は次第に充実して、殷
賑の状況を見るに至れり。蓋し慶長時代の銀
貨換金率は五十匁一両にして、銀百貫目は即
ち金二千両なり。当時の二千両の価値の大な
るは、以て高虎が都市経営費の少額ならさり
しを察すべし。而も高虎が在職中に新設せし

市街は、既記伊予町を除く外は、新魚町、千歳町、新中町、沢之上町、堀川町、八町の六区に過ぎず。次代以下遺緒を継紹し、三世百二十余年の歳月を閲して、遂に之れを続成するに至れり。

∴ 其外の寺々町人ともも参宮道をたよ
りといたし大かた道端に住居仕候を御ひ
かせ被成候 予州より御跡を慕ひ参り申
候町人共あまた御座候奇特によく参申候
と御機嫌にて町屋敷を被下候 其の長加
藤甚右衛門には御扶持方被下三千石の御
代官被仰付 其の町人共の居申候所を伊

予町と申候 分部左京殿と申候は伊勢上
野に在城なり 織田浄真の婿にて余程繁
昌せし所なり 上野の城御割の後町人共
あまた津へ参り申候 其者共の居申候所
を分部町と申し道ばたに居申候町人共不
残津へ御入被成候へとも家数僅五百軒に
足らず 端々には町の中に明やしきあま
た在之 寺々並に町人共の引領に銀子百
貫目御下行あそばし いづれも其の時は
夥しき御金と唱へ ありがたがり次第ノ
ゝに御繁昌の地と成申候由古き町人共語
り申候………
(玉置覚書)

分部町は富田時代より今の位置に在りたる確証あれば、右の記事中、分部町を記せる部分は全く伝聞の誤りなり。されど高虎入城当時の津町戸数の僅に五百戸に過ぎざりしといへるは、明暦中藩士山中為綱の著はせし勢陽雜記にも記せる所にして、正に事実なるべし。

以上の如く高虎は富田氏より興復半成の津城下を受継ぎて、国持大名の居城としての必要の規模と、参宮線路第一の都市としての体面と、美観とを併有せしむべく之れを經營し、其の市街地を永久に保護すべく、地子を免許せしことは既記の如くなるが、慶長十八年都

市計画の成ると共に、左の免許状を発して、
後代不変の基準と為したり。

勢州安濃郡津町地子方之事

一百五十七石二升九合 高町中分

一三十七石二斗九升七合 浜並築地分

一十七石一斗五升四合 岩田の内伊

予町分

完成合二百十一石四斗八升

右永代令免許候不可有相違之所如件

慶長十八年

正月吉日 藤堂和泉守

高虎 花押

津町総中

斯くして成れる津城下町の外圍には、竹藪を密植せしめて内部の透視を塞ぎ、蛋淵及常盤町外の濠には、塵埃投棄禁止の制札を建て、観音裏の悪水路も現形を毀損し、若くは橋板を架設するを禁止せり。城池及附近防障の形勢次の如し。

津城の天守より山の菴の箕手山まで七丁
三段 山の高さ七間半 天守の地形より
五間二尺五寸山高し 山の根より塔世川
の耳迄九間 愛宕山まで八丁 山の高さ
十一間 天主の地形より十間五寸山高し

塔世川かわら共に幅五十四間 若し旱
の時は幅僅に四五間深五七寸 半田西の
山まで十三町三段 山の高さ五間 天守
の地形よりは三間五尺五寸山高し 山の
根より志ほ川の耳まで三丁三十一間 津
川湊の長さ九丁 但川口より岩田橋まで
潮の満上りに深さ五尺四尺三尺五寸 川
口の幅一丁 潮の干づまりに四五間 川
口の幅十間東向の川湊 西風には沖に大
船かゝる 深さ四丈程 東北南風には船
かゝらず 川口より河へ五丁の遠瀉あり
海底干瀉共に砂なり 沖にみほ木あり

大潮の時は百石舟より下は荷を積み入
る 小潮の時は荷舟は不入 大潮の時も
大船は道具をおろし空舟にて入る 岩田
橋より二丁下に北へ長さ四丁五十四間幅
三十間の舟入の堀河あり 大潮の満上り
に深さ一丈 小潮深さ七尺 干づまり深
さ四尺 堀川の
条再記 又大部田川口まで二十一町
十五所川口まで廿七町 (秘覚集)

固より平時の居城なれど、一朝不虞の変起り
て籠城を要する場合の防備に付ては、予め方
略の定まれるものなきにあらず。防備隊の編
制及其の配置は勿論、城外要所の防禦方法、

城門、外濠の守備、其の他精細なる防戦方略は秘騰御手当及要害と題し、軍事機密として累世保存せられたり。今其の一二を左に掲ぐべし。

一部田 八幡に備配并火を附る事

一町裏 岩田より京口迄外堀の周囲の堀端の倉を壊ち取込み

櫓を幾つも立る事 十五間廿間に一つ

、

急に堀をかくる事 土居はらの竹を

切り松を挟み二重堀にすること

一愛宕山薬師山かなたを堀切る事 此方

は上りよくして敵を導入可打事

箕手山急に堀崩す事

一京口外の米蔵を取込枡形にする事

一外堀土居ばらの竹藪切る事

キリン
キヒシ

一屏うら多門等に楯の板の事

一家中の水はきは寄手を一所に集めまじ

き為め也可心付事

他の詳細は要なければ省く。岩田川口湊の浚
渫も、亦兵要上より之れを忌み、延宝の頃ま
では施行せしことなかりき。漕運の利に重き
を置きて、岩田川の浚渫に力を尽くすに至り
しは後代の事なり。

2 上野築城

高虎は上野城修拓に先だち、慶長十四年に敢国神社を再建し、祝詞屋、渡廊、拝殿、瑞籬、御飾殿、神輿舎、花表に至るまで全部造営し、毎年の祭事を定め、同十七年に至りて神田百七石を寄進し、又宝剣、酒器及三十六歌仙の額を寄付せり。

上野城の拓修は慶長十六年津城と同時に起工せり。そは士民に取りての重苦なりしも、高虎は別に考ふる所ありて之れを断行せり。抑も上野城は筒井定次の築く所にして、其の本丸は突兀一たる高地を占め、南北六十余間、

一 「とっこつ」と読む。高く突き出るさま。

東西廿五間乃至廿八間、西に両口あり。其の南なるは堀切横小口にして南へ入り、其の北なるは長坂小口にして南に下り又北に折る。両口の中央に天守台あり。北の長坂小口を表門とし、南の口を裏門とせり。是れ即ち旧本丸にして、後に城代屋敷となれる部分に相当す。此の本丸の東北に方二十間の一構ありて、其の南側は石墨なりき。然るに高虎は此の本丸の西方空地を拡築して、西に幅十五間、深六間の塹壕を鑿ち、根石より十五間の高さを有する石垣を南北に押廻して、延長百八十六間に達せしめ、其の南北の両隅に櫓台を築き、

之れを旧本丸に補足して新本丸とし、南面に二口を開く。南側の延長百三十五間、北側は百三十一間、東側は空塹からぼりとも旧来の儘とし、西側は新に百三十九間の石塁を築く、此の石塁の壯觀は大阪城のそれに譲らず。是等の鉅石は上野の北を流るゝ服部川の上流、荒木村、寺田村及中の瀬長田山、夙河原等より修羅を以て曳き来りて積み立てたり。此の高塁の上に東西十三間、南北十一間一尺五寸、高さ五間の天守台を築き、其の南に東西四間二尺、南北七間、高さ三間の小台を添ふ。天守は五層にして、下の重は台の大きさに倣ひて少許の

犬走りあり。五重は三間四方にして、其の棟の高さ十一間余、鴟尾の長さは九尺、瞰望に便ならしむるがために塔建とす。最下重に四間に七間の大庇あり、其の内に井を穿ちて清水混々として湧く。多門、堀、櫓等に先だちて、天守を建てしは、大材の搬入に便なるが為めなり。此の作事奉行は平松喜蔵、石田久七、棟梁は粉川より高虎に従ひ来れる次郎三郎、予州より随従の助五郎、九十郎、伊賀の棟梁荒木村の兵衛、小田村の仁助の五人にして、各一層宛分担して之れを造る。本丸の南に稍低く一郭を構へ、これに表門を開く。西

南の一郭も此の郭の西に副うて合す。其の西南隅に方三間の櫓台ありて、石塁の高さ三間乃至四間、即ち城門の西の石垣是れなり。以上を本丸とす。

本丸の西に新堀を隔てて、土地を平にして一郭をつくる。其の西北面には多門を建てて米倉に充つ。南は高さ二間の石塁長さ八十六間を築き、東は長屋を連ねて、是れに門を設く。此中に邸宅を建てて藩主在国中の館舎とす。此の丸の表門は東南に在り。裏口は東北隅にありて北谷の郭に通す。後ち貯穀多額に上りて、西北多門の狭隘を告くるに至り、南

側石墨の上に二棟、下に一棟の長倉を造る。
内側の倉は南面にして奥行四間、間口六十八間、これを四間づゝに区画して十七戸前とす。
中央の倉は長さ七十二間にして十八戸前、外側の倉は長さ八十四間にして二十一戸前、每区方四間にして二千俵宛を納るべし。此の倉を上野の長倉と称して、近国に有名のものとなれり。又本丸の東は作事場として墨壁を設けず、倉庫をのみ建設す。其の東方の空地は池田伊予秀之に与へて居第を営ましめ、更に其の東方なる鶉塚と称する山林は、新七良勝命を受けて切り開き、南側に高さ二間四尺の

長墨を築きて一郭として住居す。後代に二の丸と呼び倣せしもの是れなり。

外郭は城の南に構ふ、旧来市街地なりしを改めて外廓とせしなり。東西四百八十八間、東側の延長二百三十一間、西側は二百五十四間、其の輪周に幅十五間、水深二間の濠を堀り、高さ三間、根張八間、武者走り二間の高土居を其の内に築き、南側に四町の間隔を以て二門を開き、これを東西の両大手門とす。門の多門は幅三間に二十一間、角櫓五間、枳形の石墨高さ三間、向ひの石垣には下の逢阪の雁木あり。外郭土居には処々に櫓ありて、

其の中、東北、西北の両隅は二重櫓、其の他は単層にして方三間乃至方五間、大小一定せず。此の郭内をば上流藩士の宅地に区分す。即ち俗に丸之内と称するものは是れなり。扱本丸の背後即ち北方は喬木鬱蒼として繁茂し、其の後方は懸崖数十尺、禽獸だも攀づこと能はず。

而も其の下は深田にして、如何なる敵も此の方面よりは接近し能はざる險要なれば、自然の儘にして工を施さず。又本丸の西丸に一郭ありて土居及堀を設く。こは筒井時代の三の丸にして、両門を設けて城の大手となせしなるが、高虎は帝都に向ひて城門を開くを忌

みて之れを廃し、南に大なる外廓を造りて、南面して大手門を造れりと伝ふ。以上築城の奉行は渡辺内膳、藤堂右京、矢倉大右衛門等にして、石壁は江州阪本の人阿野来りてこれを築く。藤堂右京は出隅でずみの妙手、渡辺内膳は入角いりずみの巧者なりしと云ふ。

城下市街地は外廓の南に設け、本町並に二三の町は間口四間、裏行十八間づゝとし、本町の東天神社より、西の丸口まで四百八十四間、二三の町は東西四百二十八間、立町は幅三間にして三条あり。此の外周に外構の堀を鑿つての予定なりしも未成にして止めり。此の

町割は田中林斎、石田清兵衛、岸田覚右エ門之れに任し、石田久七参加す。又外廓の西方に平地ありしを、藩士の宅地に割渡し、これを俗に西の丸と称し。こゝに収容し能はざる者に対しては、市街の東南に於て宅地を割り渡す、これを俗に外輪と称せり。

城池拓修は高虎自ら之れが設計を立て、其の工事施行に付ては前記の如く主任者を置きたるも、土功は藩士尽く之れを助役し、昼夜に工事を急ぎしも、町割に至る迄全部を成功するには三年余の日月を費せり。其の間高虎は例により多忙にして、外に在ること多かり

しかは、時々手簡を当務者に与へて之れを督
励せり。然るに慶長十七年九月二日、天守五
重の瓦を葺き了れる日、大風雨襲来して、一
陣の旋風忽ち天守を壊倒し、当務の奉行平松
喜蔵等之れに死し、石田久七は僅に死を免れ
しも、遂に不具者となれり。其の状況は次の
如し。

慶長十七年九月二日伊州大風雨 上野の
城天守を吹壊す 抑も前年より天守造建
ありて大凡成就し 今日に至つて五層目
の屋根の瓦を葺き終る処忽ち黒氣四方に
塞り大風樹を抜くか如し 石田久七は其

の工匠數十人に令して風雨の破損を防が
んと天守にありて指揮す 然る所に申の
刻に至りて旋風益強く頻りにして 天守
の三重目を吹崩して巽の方へ墮す 余り
に強く吹切つて上の二重は初重に留りた
り 其の音数里に聞え震動し 士民愕然
たり 士卒の死傷頗る多し 平松喜蔵
今木某を始めとして此時に墮死す 石田
久七は横雨吹する故傘を持ちて居けるが
吹飛されて七八間外へ落つると雖も傷
きたる迄にて死を免る 然れとも一生不
具なり 其の僕も繖からかさを持つて飛んで俱

に命を全うす 其外何ぞ材木にても持ち
居たる者は多く死を免る……

(年譜略)

慶長十七年九月二日に瓦をふきしまひ

四方より黒雲舞ひ下り 八方より辻風起
り大木数百本或は根こぎにし 或は中よ
り吹き折り、次第／＼に風荒く天守をも
み廻し 中の三重算を乱す如くに吹あら
し 一上の重真下に一下の重の上へ落重
る 猶疾風止ます五重なから吹倒す 石
田宗左エ門奉行たるにより大工数十召集
め くさびをしめさせ下知して居たるに

天守倒れ 同時に両手にて半戸一枚をか
ゝへ其の僕は傘を持ち飛ひ申候 風吹飛
し二三十間も脇の堀ばたへ何の事もなく

着申候

(玉置覚書)

斯くて天守閣は復た造らず。高虎が当初の計
画は天守の成るを俟ちて、天守台と城壁との
間に濠を環らす予定なりしも、亦之れを罷め、
又本丸の東方鶉塚山を拓きて、外城を作るの
予定をも変更して、既記の如く新七良勝に邸
宅を営ましめしなりと云ふ。

××××××××××××

×××××× ××××

×× ×× ××

津、上野両城拓修の三年間に、外部に於ての高虎の行動を概記すれば、慶長十六年三月二十八日には豊臣秀頼二条城に來りて、前將軍家康に会見の事あり。高虎は之れより先き家康に隨うて上京中なりしが、池田輝政と共に秀頼を鳥羽河原に迎へたり。四月には歸藩せしが、此月作事奉行村井宗兵衛等を遣して江戸竜口の邸宅造営の工事を起す。七月には駿府に至りて徳川義直、同頼宣を饗じ、九月には家康を迎へて樂を張る。十月には幕命を奉じて肥後の国政を監す。こは加藤清正没し

て嗣忠広尚幼なれば、藩治を監して政事を察するが為めにして、後代の所謂御国目付なり。

高虎は藤堂采女を随へて熊本に赴き、翌十七年正月駿府に還りて前將軍に報告し、それより江戸に至りて將軍に復命す。二月廿九日家康の召によりて江戸より駿府に至り、三月廿八日には駿府に滞在の將軍秀忠臨邸す。これより数月を駿府、江戸の両地に送り、屢家康、秀忠を其の邸に饗す。十二月手簡を寄せて藩士の武術修練を奨励し、土工に従事するものと雖も、寸暇あらは練武を事とし、青年子弟の光陰を徒消するを以て罪悪と認むるこ

とを訓告す。此月皇城修理の事あり。高虎は

一 領地などを官府がとりあげること。

黒田長政、加藤嘉明、蜂須賀至鎮等と共に東方の工事を負担す。役を命せられし大小名三十五人、慶長十八年春を以て工を起せり。六月大久保石見守長安没して陰謀発覚し、其の子藤十郎収公一せらる。將軍急に高虎を召して謀る所あらんとせしかは、高虎は駿府江戸間四十五里を一日にして馳せ赴く。十月富田信高罪ありて収公せられ、其の封宇和島は高虎の旧領なれば、幕府は高虎に命するに主城の事を以てす、高虎承りて新七郎良勝を遣して城を管せしめたり。慶長十九年正月、大久保

忠隣の封土を収むるに付て家康の密議に参与す。四月に江戸城拓修の事ありて高虎助役し、狭間石と称する新式の銃窓を創意し、之れを其の本丸に用ひて賞讃を博し、後代築城家のために範を垂れたりと云ふ。